

金庫概要

ミルトン

概要 平成25年3月31日現在

設立	昭和24年9月8日
本店	福岡県遠賀郡水巻町頃末北4丁目6番18号
本部	福岡県遠賀郡岡垣町東山田2丁目3番3号
店舗数	15店舗
会員数	16,128名
会員勘定	15,305百万円

会員

■出資 (平成25年3月31日現在)

出資1口の金額	500円
会員の出資の最低限度額	5,000円

■会員数 (平成25年3月31日現在)

個人	13,547人
法人	2,581社
合計	16,128人

■出資に対する配当率

平成22年度	年率	8%
平成23年度	年率	8%
平成24年度	年率	8%

役員 平成25年6月30日現在

会長	中村 英隆
理事長	岡部 憲昭
専務理事	木島 忠義
常務理事 (審査部担当・福岡県西部地区担当)	梶栗 隆治
常務理事 (業務推進部担当・福岡県東部地区担当・事業部長委嘱)	島津 政充
常勤理事 (総務部長委嘱)	岩崎 英生
常勤理事 (総合企画部長委嘱)	小西 憲次
常勤監事	久野 哲生
理事	住吉 康徳
理事	神村 幸彦
監事 (員外監事)	安高 直彦



住吉 康徳 理事

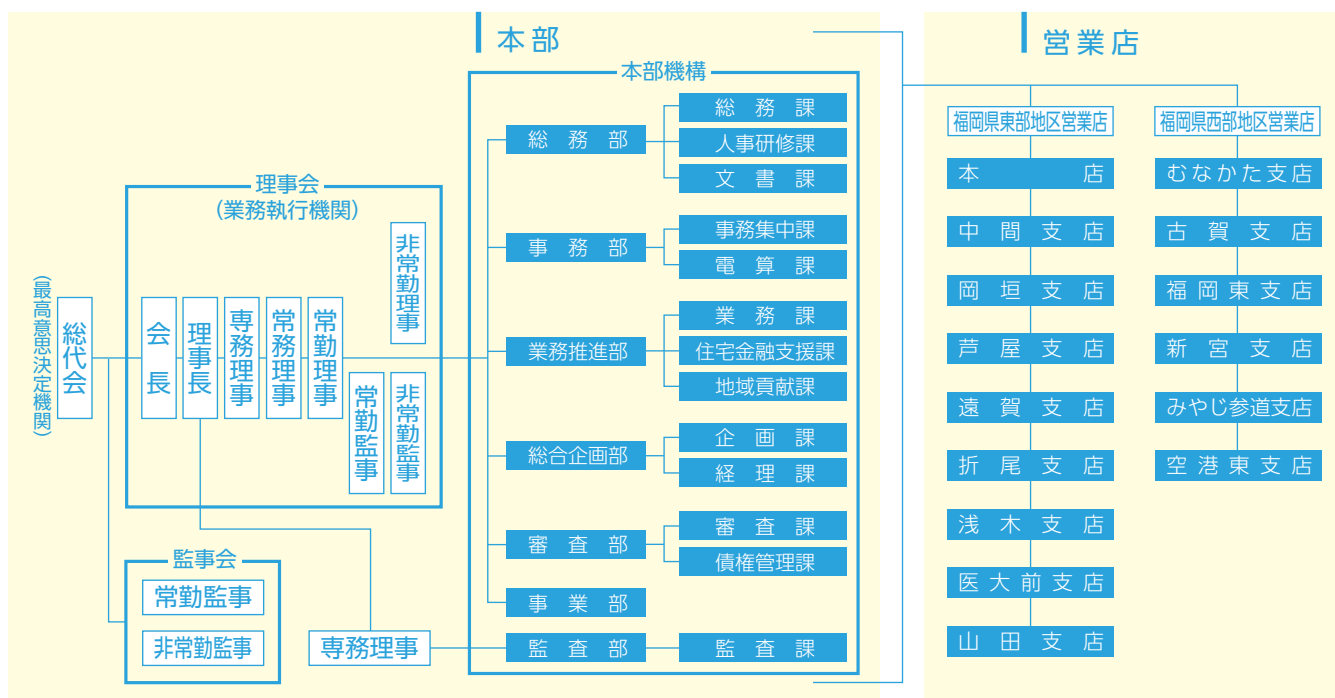


神村 幸彦 理事



安高 直彦 監事

組織図 平成25年6月30日現在

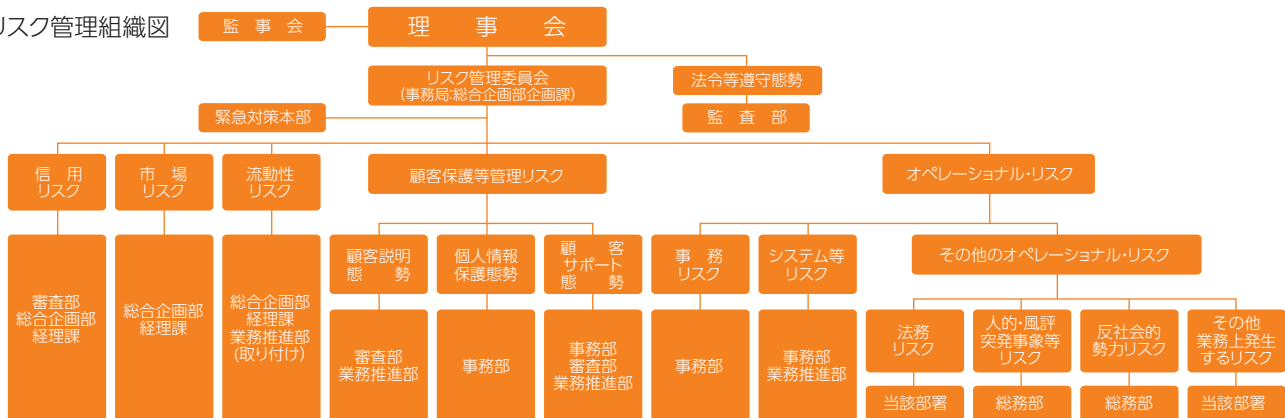


リスク管理の態勢

(1)平成25年度のリスク管理基本方針

- ① リスク管理を経営の最重点課題と位置付ける。本部・各営業店においては事業の遂行に伴う各種リスクの存在を認識し、リスクを体力に見合った適正な水準に管理しつつ、収益力の強化を図る。統合的リスク管理の視点から、身の丈にあったリスク総量の把握・管理手法の定着に努める。
- ② 反社会的勢力による圧力に対しては、断固としてこれを排除し、公器である金融機関として相応しい毅然たる対応を行う。また、反社会的勢力についての情報収集に努める。
- ③ BCP(事業継続計画)の周知な準備を行う。地震・台風等の自然災害、新型インフルエンザの発生等、業務継続が困難となる事態を想定し、緊急時の連絡網の態勢整備等、不断の備えを行う。また、計画停電等の電力削減要請に対して留意する。
- ④ 顧客保護のため、説明責任を十分に認識し行動する。相談・苦情対応の充実に引き続き注力する。また、その結果を利用者利便の向上に資する。
- ⑤ 融資面においては、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「中小企業金融円滑化法」という。)の終了後も引き続き経営改善計画の進捗状況の管理及び必要な経営改善指導等について継続的に取り組んでいく。
投資信託や保険商品については、商品を勧めるお客様の適合性および商品が有するリスクの説明方法について十分に留意するとともに、販売後の十分なアフターケアが不可欠であることを認識し、顧客への販売後の管理状況に十分に留意する。
- ⑥ 振り込み詐欺、偽造キャッシュカード等による金融犯罪の未然防止に注力する。犯罪収益移転防止法の改正(平成25年4月1日施行)を踏まえ、本人確認、疑わしい取引の届出を適切に行う。当金庫の預金口座が振り込み詐欺に利用された場合またはその恐れがある場合は、口座を直ちに凍結するとともに、振り込み詐欺被害者救済法等に則り迅速に対応する。キャッシュカードの偽造・盗難あるいは預金通帳の盗難などにより被害が発生した場合は、預金者保護法に則り、迅速かつ適切な補償に努める。
- ⑦ 金庫本部及び営業店の防犯態勢を堅持する。
- ⑧ 不祥事件の防止に向けて、職場内のコミュニケーションを良くし、さらにコンプライアンス態勢を充実させるために、不断の努力を継続する。
- ⑨ 内国為替業務の障害対応について
平成20年2月25日に発生した信金業界の大規模為替障害事故、平成22年3月31日に発生した内国為替制度の仕向超過限度額にかかるシステム障害を教訓として、常にシステム障害の危機意識を保有し、態勢整備や訓練等の危機管理にあたることとする。
- ⑩ 平成23年9月に信金共同オンラインシステムは全国ベースでハード集約が完了した。さらに本年4月には全国しんきん共同センター(仮称)が設立され、全国7つの共同センターが順次統合される予定である。九州信金共同事務センターの統合は平成26年4月の予定である。今後とも信金共同オンラインシステムの運用管理において当金庫業務に支障の無いように留意する。

(2)リスク管理組織図



金融ADR制度への対応

■苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規定を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は19, 20ページの『店舗紹介』を参照)または、『暮らしのあんしんコーナー』(フリーダイヤル)0120-8181-04にお申し出ください。

■紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記『暮らしのあんしんコーナー』または『全国しんきん相談所』(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)のほか、お客様のアクセスに便利な弁護士等の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

コンプライアンスの態勢

■平成25年度のコンプライアンス基本方針

- ① 当金庫はコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置付け、理事長自ら率先垂範するとともに、強いリーダーシップを発揮し、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。
- ② 当金庫は高い公共性を有しており、地域の中小企業と住民のための協同組織の金融機関として、より高い倫理観をもったコンプライアンスの実現のため、役員は「遠賀信用金庫倫理綱領」、「コンプライアンス規定」を遵守し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成する。
- ③ コンプライアンスの関連するリスク管理については、別に定める「コンプライアンス・プログラム」により取り組む。